

議案第 25 号

小城市重要文化財の指定について

小城市文化財保護条例（平成 17 年小城市条例第 95 号）第 4 条第 1 項の規定により小城市重要文化財の指定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市文化財保護審議会から答申があった文化財の小城市重要文化財の指定について、小城市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

令和5年2月13日

小城市教育委員会 様

小城市文化財保護審議会
会 長 藤口悦子



小城市重要文化財の指定について（答申）

令和4年9月5日付け小文第289号で諮問を受けた下記については、小城市周辺では明らかにされていなかった、弥生時代後期の有力者の存在を明らかにするとともに、弥生時代中期に隆盛を迎える土生遺跡一帯の集落が弥生時代中期末にかけて衰退する一方で、小城市域における弥生時代後期の中心的な集落域が北方の丁永遺跡群へと移っていく過程がみて取れて興味深い。連弧文昭明鏡及び附6号甕棺、碧玉製管玉、供献土器は永く後世へ継承していくべき考古資料であり、小城市重要文化財として十分価値を有するものと認められる。

記

文化財名 丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡（破鏡）
附6号甕棺1点 碧玉製管玉1点 供献土器（鉢）1点

指 定 調 書

1 文化財の種別

重要文化財 (考古資料) 重第 42 号

2 文化財の名称及び員数

^{ちょうなが}丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡 (破鏡)

附 6 号甕棺 1 点 碧玉製管玉 1 点 供献土器 (鉢) 1 点

3 文化財所在の場所

小城市小城町 158 番地 4 小城市立歴史資料館

4 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

小城市 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

5 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘、その他の特徴

連弧文昭明鏡片は、全体の約 1/2 の破片で、外区と内区の一部を欠く。出土状況から、もともと 1/2 となっていた鏡片を更に打ち割り、6 号甕棺口縁部付近及び目張り粘土中に 4 つの破片に分けて埋納したと考えられる。

鏡片の復元径は 10.6 cm、外区の厚みは最大で 0.4 cm である。鏡背の模様は、外区から平縁—櫛歯文帯—銘文帯—櫛歯文帯—連弧文となり、鏡片には「青而以而召而明而」の銘が残される。鏡片の文様は曖昧模糊とし、いわゆる手擦れによる摩耗状態である。このような佐賀平野における連弧文昭明鏡の鏡背の文様が不鮮明な事例は、椛島山遺跡出土鏡や上志波屋遺跡出土鏡等がある。

6 号甕棺は弥生時代後期に編年されている三津式土器で、口縁部が一部欠損しているがほぼ完形である。口縁部下に断面三角形の突帯を 1 条、体部下位に断面三角形の突帯を 1 条巡らせる。内面口縁部に横方向のハケ目調整、体部にナデ調整を施す。外面口縁部から突帯まではヨコナデ調整、体部は縦方向、斜め方向のハケ目調整を密に施す。底部はナデ調整を施し、底部中央に打ち欠きと思われる凹みが見られる。棺内から出土した碧玉製管玉は、全長 1.65 cm の完形で、両面穿孔が施される。甕棺の口縁付近から出土した小型の鉢は、全体の 1/2 の破片で、口径 12.6 cm、高さ 9.75 cm を測る。厚手の底部から体部が立ち上がり、口縁部を外反させる。外面調整はやや粗い縦ハケ、内面はナデ調整である。

6 文化財製作の年代

連弧文昭明鏡：前漢時代 附：弥生時代後期

7 文化財に関する由来、伝承等

丁永遺跡は小城市小城町松尾に所在する弥生時代から中世までの周知遺跡である。県道小城富士線沿いに位置し、一帯の標高はおよそ 30.5m を測る。東の八ッ戸遺跡、天神軒遺跡、西の八反遺跡と共に弥生時代の集落と墓域からなる遺跡群である。

連弧文昭明鏡が出土した丁永遺跡 6 区は小城市民病院の北側に隣接する。平成 22 (2010) 年に発掘調査が行われ、弥生時代の掘立柱建物跡、竪穴住居跡、甕棺墓、石棺墓、土坑墓等の遺構が確認された。

連弧文昭明鏡（破鏡）が出土した 6 号甕棺墓は丁永遺跡 6 区のほぼ中央部に位置する。主軸方位は N88° E、棺の埋置角度は 42° である。長さ 180 cm、幅 140 cm、深さ 60 cm の平面隅丸長方形の一次墓坑の北西隅の壁に深さ 50 cm 程の二次墓坑を掘り、単棺を埋置する。棺の下部には小礫が敷き詰められており、口縁部の目張り粘土に木蓋と思われる痕が残っていた。埋納品としての鏡は計 4 つに割られており、棺外口縁部付近から 2 点、口縁部粘土帯から 2 点が出土している。重さはそれぞれ、8.5 g、15.5 g、8.9 g、29.3 g を測り、合計 62.2 g である。棺内から碧玉製管玉 1 点と棺外の口縁部付近から供献された小型の鉢も出土している。

8 その他参考となるべき事項

- ・小城市教育委員会 (2013) 『丁永遺跡 天神軒遺跡 八ッ戸遺跡』
小城市文化財調査報告書第 22 集

9 審議会の意見

連弧文昭明鏡の佐賀県内の出土例はみやき町（旧北茂安町）の六の幡遺跡、上峰町の一本谷遺跡、吉野ヶ里町（旧東脊振村）の三津永田遺跡など県内で 8 例が発見されている。いずれも甕棺墓など墳墓からの出土である。完全な形のは 3 例、打割された完鏡は 3 例、鏡片（破鏡）は 2 例である。なかでも丁永遺跡出土の連弧文昭明鏡は、埋納時に鏡片を更に打ち割るという県内では類例がない資料である。

中国からもたらされた舶載鏡を打ち割り、埋納する方法は、弥生時代後期初頭頃に佐賀平野東部地域で出現し、主に佐賀平野東部地域から中部地域（佐賀市域）へと広がる。舶載鏡を打ち割り埋納する行為は、小城市周辺では古墳時代初頭の寄居古墳出土方格規矩四神鏡が知られているに過ぎなかった。丁永遺跡出土連弧文昭明鏡は、寄居古墳より古く弥生時代後期前半に遡る資料である。

このことから、この連弧文昭明鏡は小城市周辺では明らかにされていなかった弥生時代後期の有力者の存在を明らかにするとともに、弥生時代後期に舶載鏡を打ち割り埋納するという佐賀平野に共通する葬送儀礼が佐賀平野西部まで及んでいたことを示す資料として貴重である。また、弥生時代中期に隆盛を迎える土生遺跡一帯の集落が弥生時代中期末にかけて衰退する一方で、小城市域における弥生時代後期の中心的な集落域が北方の丁永遺

跡群へと移っていく過程がみて取れて興味深い。なお、6号甕棺及び棺内から出土した碧玉製管玉、甕棺口縁部付近より出土した供献土器（鉢）についても、連弧文昭明鏡と関連する資料であり、一括して指定するのが望ましい。

10 添付資料 (1) 出土地位置図 (2) 写真



丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡



碧玉製管玉



弥生土器 鉢



SJ06

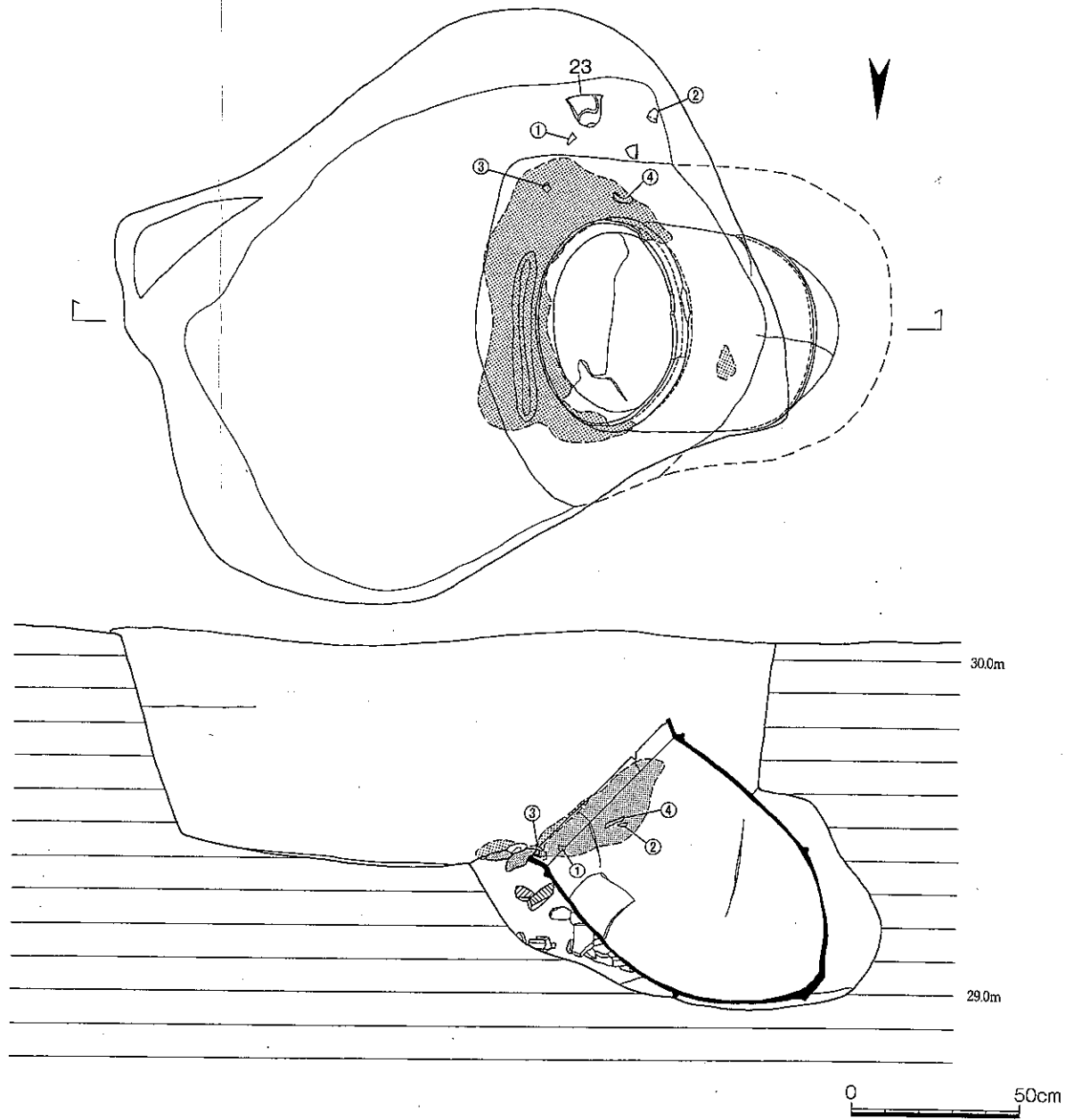


图14 S J 0 6 遺構実測図 (1/20)

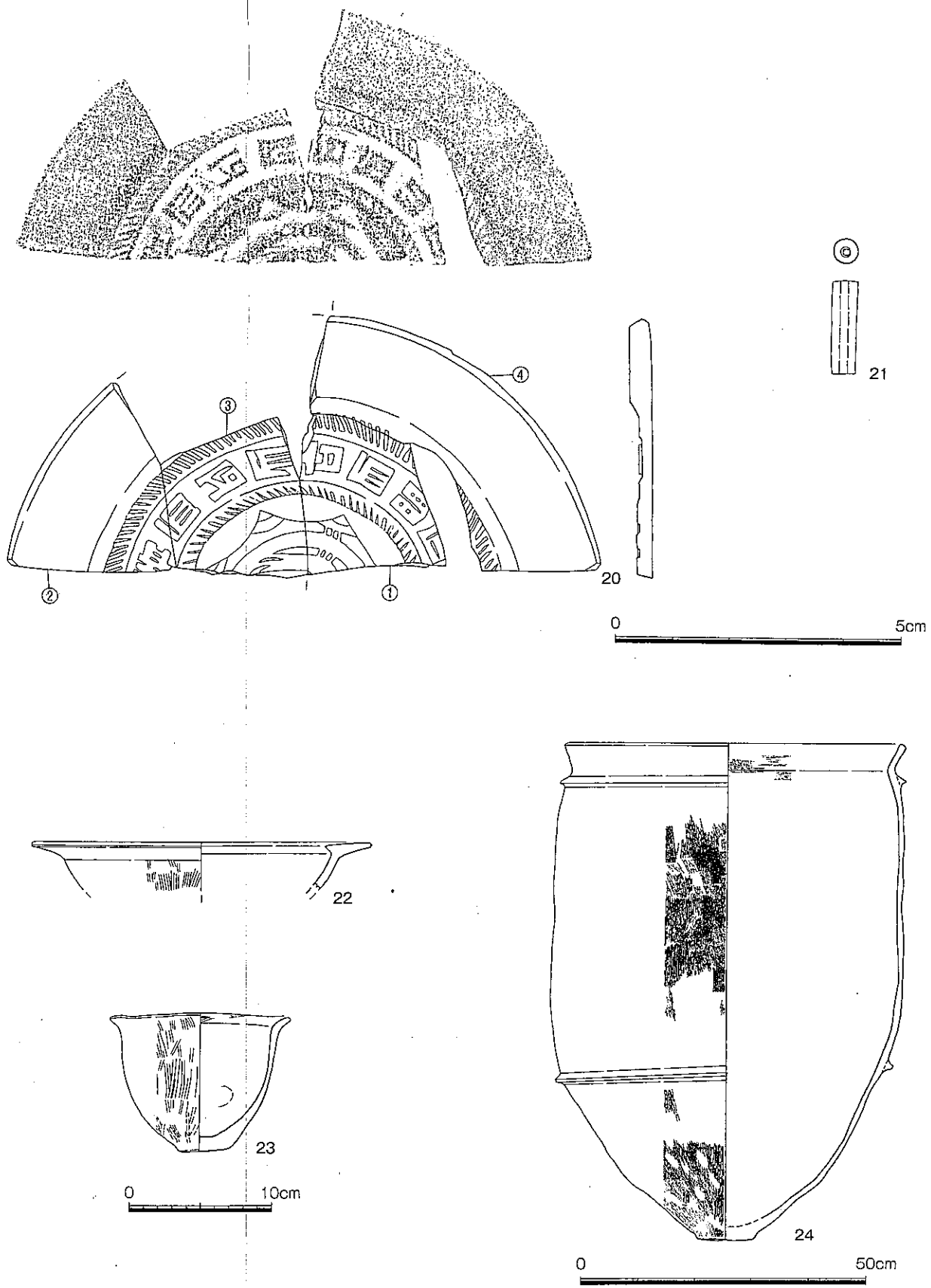


图15 SJ 06 出土遗物实测图 (1/1 · 1/4 · 1/10)